平成２３年（フ）第６３号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1202番地
債務者　松尾　敦子（旧姓平川）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３３号
佐賀県鹿島市大字音成乙419番地
債務者　岡上　　稔
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３４号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2415番地
Ｌ－３－４
債務者　武富ミヤヱ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３６号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志2419番地
Ｌ―18－１
債務者　一ノ瀬大輔
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４３号
佐賀県嬉野市塩田町大字谷所乙2341番地
債務者　國政　徳子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４６号
佐賀県鹿島市浜町1301番地２
債務者　今村美希子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４９号
佐賀県西松浦郡有田町白川２丁目10番５号１
債務者　鷲尾美佐子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡8366番地
債務者　西村　朝子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５９号
佐賀県杵島郡白石町大字坂田2414番地１
債務者　野田　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６４号
佐賀県伊万里市二里町大里乙885番地１
債務者　前田　浩二
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０号
長崎県対馬市厳原町久田500番地
債務者　長　　英壽
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
長崎県対馬市厳原町久田500番地
債務者　長　三都子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
長崎県対馬市上県町佐護南里614番地
債務者　大石　次男
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
宮崎市大字田吉6258番地４
債務者　奈須　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６９号
長野県諏訪市大字湖南1545番地１　県営住宅湖南団地625号
債務者　野瀬　　勲
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１９３１号
名古屋市守山区大森５丁目112番地　メゾン正芳302号
債務者　一ノ瀬みゆき
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６７号
名古屋市緑区篭山２丁目514番地　メゾンＪ．Ｙ103号
債務者　平野　　修
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部